

名寄市と畜場事業経営戦略

団 体 名 : 名寄市

事 業 名 : と畜場事業

令和8年3月改定

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用	事業開始年月日	昭和41年
職 員 数	0 人		
広 域 化 実 施 状 況			
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度	民間事業者Umios Hokkaido(株)に管理委託している。	
	ウ PPP・PFI		

(2) 料金形態

と 畜 場 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	と畜場使用料として、個体の大きさにより、生後1年以上の牛は一体あたり1,458円、生後1月以上1年未満は825円、生後1月未満は660円と設定している。
と 殺 解 体 料 の 概 要 ・ 考 え 方	と殺解体料(食肉センター利用料金含む)として、個体の大きさにより、生後1年以上の牛は一体あたり7,150円、生後1月以上1年未満は4,400円、生後1月未満は1,650円と設定している。
そ の 他 料 金 の 概 要 ・ 考 え 方	冷蔵施設利用料金として、個体の大きさにより、生後1年以上の牛は一体あたり24時間77円、生後1月以上1年未満は24時間44円、生後1月未満は24時間33円、内ぞう物50kgを24時間33円と設定している。 焼却施設利用料金として、個体の大きさにより、生後1年以上の牛は一体あたり1,080円、生後1月以上1年未満は594円、生後1月未満は216円と設定している。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日

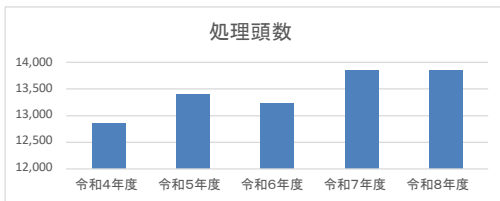
(3) 現在の経営状況

年間処理実績 (頭) ※過去3年度分を記載	年度	牛	馬	豚	子牛	その他	合計
	R4	12,850					12,850
	R5	13,405					13,405
	R6	13,527					13,527
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4 %			R5 %		R6 %	
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R4 %			R5 %		R6 %	
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R4 %			R5 %		R6 %	
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R4 %			R5 %		R6 %	
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R4 %			R5 %		R6 %	
本事業は、指定管理制度により民間業者が管理運営しており、料金収入を市としては得ておらず、経常収入が存在しない。 支出は、市の一般会計からの繰入金(補助金)による建設改良費等に係る地方債の元利償還と、施設の修繕費等を行っている。							

2. 将来の事業環境

(1) 処理頭数の見通し

平成24年度にと畜場施設の大規模改修を施し、1日の最大処理頭数は40頭から80頭体制へ移行し、年間13,000頭を超える規模となった。現在の年間処理頭数は13,527頭(令和6年度)であり、令和7、8年度は13,840頭を予定としている。

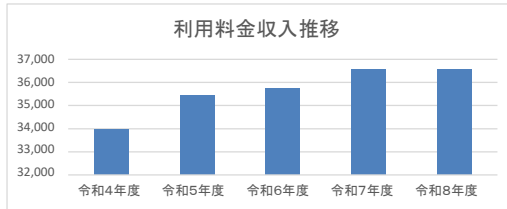


年間処理頭数推移

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
頭数	12,850	13,405	13,240	13,840	13,840

(2) 料金収入の見通し

令和元年度に利用料の改定を行ったが、今後も道内の他施設の動向を見極めながら適時改定していきたい。



年間料金収入推移

(単位:千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
頭数	33,965	35,429	35,739	36,546	36,546

(3) 施設の見通し

維持管理は指定管理者であるUmios Hokkaido(株)と協議のうえ見直しを行っている。各種設備については計画的な修繕、更新を実施してきているところであるが、大規模な設備更新も見込まれることから、道内最北のと畜場として北海道内の食肉流通、と畜作業等に支障がでないよう施設の規模やあり方も含めた検討、協議も必要と考える。

(4) 組織の見直し

指定管理制度により民間業者により管理運営されている。

3. 経営の基本方針

地域における食肉産業の振興拠点として、地域酪農家の廃用牛の受け皿として、また地域雇用の確保の場として地域経済にとって重要な役割を担っている。指定管理制度による公設民営として経営基盤の強化を図りながら、社会情勢に応じた運営体制の模索も行っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	
		投資的経費については予定していないが、指定管理者と連携を取りながら、必要に応じ協議することとしている。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	
		施設の運営については指定管理制度により民間業者が管理運営しており、地方債の元利償還金と施設の修繕費等に係る財源については一般会計から繰入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

施設の安定的な稼働を維持するため、毎年20,000千円程度の修繕を計画しているが、定期的に協議及び見直しを実施する。さらに、長期的な運営費用を抑制するため、機械設備の修繕や更新の際は省エネ、高効率設備の活用も積極的に検討する。また、大規模投資の場合は地方債を活用し、毎年度の一般会計繰入金金の抑制を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	指定管理制度の導入により民間事業者により管理運営されている。
投資の平準化	施設や設備の老朽化に伴い、修繕や更新が見込まれることから、今後は投資額を一定程度定め、その基準内での優先順位をつけ、投資の平準化を実現する。
広域化	物流関係法改正や資材高騰といった社会状況の変化を注視しながら、適時検討を行う。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	道内の他施設の動向を見ながら、使用料の見直しを適時図ってまいりたい。
企業債	老朽化した設備の更新等、適切な施設整備を行うために、適正な借入を行う。
繰入金	一般会計からの繰入金による。
資産の有効活用等による収入増加の取組	指定管理制度により民間業者が管理運営しているため、予定はない。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	指定管理料制度の適用により委託料はない。
管理運営費	施設の老朽化に伴い、施設修繕費の増加が見込まれる。
職員給与費	今後も指定管理制度により職員の配置はない。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	北海道は牛乳を生産する酪農業が盛んな地域であり、本施設は旭川以北の上川、宗谷、留萌地方の酪農家の廃用牛の受け皿として需要がある。酪農業にとつてと畜場が近くにあることは輸送コストの低減と牛の感染病予防として早期のと畜が可能である。地域の酪農業にとっては重要な施設である。
公営企業として実施する必要性	本市と畜場が果たす地域畜産業への貢献とそれによる地域経済への貢献は大きく、「名寄市立食肉センター」として認定市場としての機能も有している。このことから、今後も公設の形態での事業継続を行っていくことが望ましい。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	指定管理制度により5か年ごとに協定書が結ばれるがこの時、公の施設の指定管理制度による選考会が開催され、第3者も含めて検証される。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	12	13	11	10	9	8	7	6	5	4	11	32
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)												
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	531,068	481,309	446,547	396,337	342,827	288,775	233,265	177,202	120,580	63,394	46,294	42,301

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分												
収 益 的 収 支 分	6,995	7,580	6,159	5,803	5,331	4,789	4,237	3,670	3,099	2,520	2,038	1,874
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	6,995	7,580	6,159	5,803	5,331	4,789	4,237	3,670	3,099	2,520	2,038	1,874
資 本 的 収 支 分	153,984	50,547	70,569	70,210	73,510	74,052	75,510	56,063	56,622	57,186	17,100	3,993
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	153,984	50,547	70,569	70,210	73,510	74,052	75,510	56,063	56,622	57,186	17,100	3,993
合 計	160,979	58,127	76,728	76,013	78,841	78,841	79,747	59,733	59,721	59,706	19,138	5,867